

2007	学位記	文科省報告
	4646	㊦ 2517 乙

W
学位論文

4646

2

論文概要

近代移行期における日朝関係刷新交渉の研究——国交刷新をめぐる日朝双方の論理

早稲田大学大学院政治学研究科 石田 徹

本論文は、1860年代後半から1870年代前半にかけて、日本と朝鮮との間で繰り広げられた日朝外交刷新交渉を中心に、日本の朝鮮政策と朝鮮の日本政策とが、なぜ、どのような形で衝突し、日朝外交が行き詰まったのかを論じるものである。考察に当たっては、日本・朝鮮に在来の外交秩序体制（大君外交体制・事大交隣体制）と、日本・朝鮮にとっては新秩序である万国公法体制の存在に注目しつつ、特に以下の2つの問いを中心に進めた。すなわち、1、日朝両国は当時自国が置かれた状況（国際環境・外交規範）をどのように認識していたのか。2、当時の日本はなぜ朝鮮にこだわり続けたのか、である。

無論、これまでもこのテーマについて多くの研究が重ねられ、260余年続いた日朝「交隣」関係が行き詰まり破綻した原因については、日本国内の体制変動（明治維新）や、「西欧の衝撃」に始まる外圧の存在、朝鮮側の「鎖国攘夷政策」に求めているが、本論文ではそれとは異なる、〈日朝「交隣」関係について日朝間で何らかの誤解や認識の齟齬があったのではないか〉という点に注目して追究している。そのために、従来も注目されていた日朝間で交わされた外交文書である書契だけでなく、会見時の服装や儀礼節次などを「外交規範」という視角から捉え、日朝双方でこれらをどのように認識していたのかを考察した。

また、日本側については、明治政府＝外務省の朝鮮政策を厳密に跡づけることで、明治政府の「一貫した侵略主義」の内実を明らかにすると共に、朝鮮政策に映し出されていた政策立案者の朝鮮観に注目して、当時日本にとって朝鮮とはどのような意義を持っていたのかを検討した。他方、朝鮮側については、1860年代後半の対日政策を分析することで、日朝外交の行き詰まりと朝鮮の「鎖国攘夷政策」との関係について再検討を行い、朝鮮側から見たとき、日朝外交の行き詰まりは明治維新の前に起きていたこと、そして行き詰まりのそもそもの発端は「鎖国攘夷政策」にはなかったことを明らかにしている。

以上の論点を考察するために、本論文は以下のような構成を取った。

序論

第1章 「西欧の衝撃」への対応比較——幕末期の征韓思想と「内修外攘」論

第2章 開港期前後朝鮮政府の日本政策

第3章 明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観

第4章 明治初期日朝交渉における書契の問題——書契の「書き手」と書契観

第5章 明治初期日朝交渉における服制の問題——服制観と日本観

結論

なお、形式はA4版縦書き232頁(含註)、目次、図6点、参考文献目録14頁である。

序論では、1860年代から1870年代前半の日朝関係についての先行研究を整理し、本論文で克服すべき問題点を挙げている。第1に、従来はこの時期の日朝関係を描く際に日朝在来の外交秩序を単純に「華夷秩序体制」と見なし、新秩序である「万国公法体制」と対置してきたが、実際には日朝の「華夷秩序体制」は異なるものであり、決して同一のものではなかった。これは、より具体的には、対馬宗氏を媒介とした日朝関係をどのように捉えるかという問題である。第2に、この時期の日朝関係を考察する際「征韓論」に注目するものが多いが、その結果、「征韓論」が幕末期から明治初期にかけて現れるため、日本には幕末以降一貫した朝鮮侵略の意図があったとする見解が見られたり、また明治初期の「征韓論」が、明治6年政変という明治維新後最初の政変の発端となっているため、日本国内の権力闘争や内政問題により注目が集まり、朝鮮問題に固有の重要性についてはあまり議論されてこなかった、などの問題点があった。これらの問題点を克服し、この時期の日朝関係の行き詰まりをより深く理解するために本論文で注目したのは、日朝両国が、共有できていたものとできなかったものは何かという点である。

第1章では、「西欧の衝撃」を日朝両国がどのように受け止め、対応したのかについて考察した。当時「西欧の衝撃」は日朝両国の支配者層にとって、克服すべき共通の外交課題であり、その後の両国の外交政策を方向付けるものだったからである。「西欧」の脅威に対しては、日朝両国の支配者層・思想家たちは同じような受け止め方を見せ、警戒を強めていたが、しかし、その対応については、日朝で対照的なものとなった。日本では「先手志向」・「屈辱感」を軸とした「外への指向性」が強く表れ、国外へ出ようとする「出交易」論が唱えられた。幕末期の「征韓論」はこの延長線上に位置づけることができ、あくまでも「外」へ出ることに力点が置かれていた議論だった。他方、朝鮮では、「礼義護持」が軸となる「内への指向性」が強く、既存秩序である事大交隣体制の堅持、そして究極的には国王の修養に収斂する「内修外攘」論が唱えられた。とりわけ、事大交隣体制の堅持は「清の存在」が重要なポイントとなった。

第2章、第3章は朝鮮政府・明治政府の対外政策、特に対日本政策と対朝鮮政策につい

てそれぞれ検討した。第2章では、第1章で得られた「礼義護持」・「清の存在」・「内への指向性」(朝鮮)という手がかりをもとに朝鮮の対外政策、とりわけ対日本政策について考察した。一般に日朝関係は対等な「交隣関係」にあったとされるが、朝鮮政府の立場から見ると、日本の中央政府(徳川幕府・明治政府)に対しては対等な「敵礼交隣」の関係を維持しようとする一方で、対馬宗氏に対しては、擬似朝貢関係とも言える「羈縻交隣」関係を構築していた。朝鮮政府が重視したのは対馬との関係であり、徳川幕府・明治政府との関係はあくまでも対馬を介したものでしかなかったのである。

日朝両国が「西欧の衝撃」を受ける中で、朝鮮政府は日本側(徳川幕府・対馬宗氏)による「交隣関係」改編の挑戦を受けることになったが、特に対馬宗氏による日朝外交刷新の提案は、宗氏の脱「羈縻交隣」を意味するものであり、朝鮮政府として到底認められるものではなかった。そこで朝鮮政府は、高宗4(慶応3)年5月27日(1867年6月29日)、以後規定外(格外)の内容を記した書契を受理した場合、その責任は外交の最前線にある訓導・別差が負うものとし、その罪を軍律で裁くという方針を決定した。この決定により「格外」書契が朝鮮側に受理される可能性は激減することとなり、この方針の下で明治初期のいわゆる「書契問題」が発生したのである。日朝外交行き詰まりの原因は、朝鮮政府の「鎖国攘夷」政策よりも、従来の日朝関係、より正確には朝鮮対馬関係に求めることができるのである。このように朝鮮政府は、自らの「事大交隣体制」の堅持を外交政策の基本方針としていた。

第3章では、第2章と同様に、第1章で見出した「先手志向」・「屈辱感」・「外への指向性」という3つのポイントを手がかりに、明治政府(外務省)の対外政策、とりわけ対朝鮮政策について考察した。日本では開国以降、「万国公法体制」への移行を進め、政権交代後の明治政府・外務省もこの方針を採り、当然対朝鮮外交にもこの方針を適用した。

「事大交隣体制」を堅持する朝鮮政府に対し、それを否定し新たに「万国公法体制」を導入しようとする点で強硬な立場と見ることもできるが、この時点で侵略的だったとは言えない。幕末以来感じ取られていた「屈辱感」は、明治政府が登場しても変わらず、とりわけ外交の場では国威発揚が強く求められ、さらなる国威毀損は回避することが要請されていた。「万国公法」の受容・導入もまたこの文脈から捉えることができ、西洋からの新たな侮蔑を受けないためにも「万国公法」の受容、「万国公法体制」への参入は求められていたのである。

こうした明治政府・外務省の対朝鮮政策の基本方針は、懸案の書契問題を解決し、朝鮮

との新国交樹立を図るという点に置かれていた。外務省においても「征韓論」が議論されることはあったが、外交方針レベルの「侵略型征韓論」と外交戦術レベルの「抗議型征韓論」とに分けて考える必要があった。外務省の基本方針は朝鮮との新国交樹立にあったのであり、「侵略型征韓論」は外務省が採るところではなかった。他方、「抗議型征韓論」は「抗議」の正当化を万国公法によって試みるものであり、また、即侵略を意図したのではなく、何よりも日本の国威を示すために要請されたものであった。しかし、実際の交渉過程で推し進められたのはこうした強硬策ではなく、穏健策と見なすことができる「政府等対論」や「宗氏渡韓論」といった、実際の日朝交渉を踏まえた方法論だったことを看過してはならない。

また、こうした朝鮮政策には、日本を「父兄」とし、朝鮮を「頑婆傲児」ないし「弟」とする朝鮮観が見られた。これは朝鮮に対する一種の親近感の表れであると同時に、朝鮮側は日本の指導に従うべきであり、また日本の助力を求めてくるはずだという一方的な見通しが朝鮮政策に織り込まれていたことの表れであった。ここに見られる「日本の指導・助力」は、それ自体に露骨な侵略主義は見られないが、朝鮮側の意志を無視した「過干渉」となっていたことは否めない。朝鮮政策には、朝鮮に感謝してもらい、頼ってもらうことで、何らかの威信・満足感を得ることが見込まれていたのである。それは、日本が朝鮮外交を自らの思惑通りに成功させることによって、幕末以来受けていた「屈辱感」を払拭し、国威を高めようとしていたからであった。この時期の明治政府にとって、朝鮮外交は日本の矜持、国威の源泉となりうると考えられていたが故に、他の外交課題や政治課題に比べ相対的に低い扱いを受けていたにもかかわらず、常に朝鮮にこだわり続けたのである。

第4章、第5章は明治初期・朝鮮開港期の日朝交渉（慶応4／高宗5年3月23日〔1868年4月15日〕から明治8〔1875〕年9月3日／高宗12年8月4日まで）で懸案となった「書契問題」・「儀礼変更問題」についてそれぞれ論じ、日朝両国間の外交規範の認識内容を考察した。

第4章では、対馬藩・明治政府による書契の書式変更の意義と対馬藩・明治政府・朝鮮政府三者の書契観の相違を明らかにした。朝鮮政府の基本的立場は、書契は前例に従うものであり、そうすることが双方の「誠信」の証であるというものだった。対馬藩にとって、書契の前例とはすなわち対馬と朝鮮との間の「羈縻交隣」関係を示すものに他ならず、したがって書式変更は脱「羈縻交隣」の意図を含んでいた。また明治政府にとって、書契はあくまでも万国公法に則った外交文書であった。このように、この対馬藩・明治政府の立

場は朝鮮政府に対して強硬な立場になっていたことが明らかになり、また、対馬藩・明治政府・朝鮮政府の間には共通の「書契観」が無かったということも分かった。いわゆる「書契問題」とは、単なる外交文書の書式変更問題ではなく、対馬藩・明治政府・朝鮮政府がそれぞれの書契観を通じて自らの立場を明らかにしようとした試みでもあったのである。

第5章では、明治7年8月／高宗11年7月から約1年間再開された日朝交渉で問題となった「儀礼変更問題」を検討した。この「儀礼変更」は、1つは服制に関するもので、日本側が採用した洋式大礼服の着用を朝鮮側が受け入れるか否かという問題であり、もう1つは、使節の会見時、日本側の使節が通過すべき会見場の門の問題（「宴饗大庁正門通過」）であった。前者について、朝鮮側では、「西欧の衝撃」を受けて以来広く受け入れられていた洋夷観や「服制を守ること即ち礼義を守ること」という考えに基づいて洋服を忌避する傾向が見られたが、日本側では、利便性・実用性を重視して洋式礼服を採用したのであった。このような日本の西洋文化受容の進行は、朝鮮において「日本と洋夷は同じである」という「倭洋一体観」が形成される一因となった。また、後者の問題は、一見些細な問題に見えるが、実際は、明治政府の使節が「羈縻交隣」の対象であった対馬藩の使節が服していた儀礼に従うか否かという問題であり、明治政府としては従いけないものだったのである。

結論では、以上の議論から、冒頭に掲げた「なぜどのように日朝外交は行き詰まったのか」、そして「日朝両国は当時自国が置かれた状況（国際環境・外交規範）をどのように認識していたのか」、「当時の日本はなぜ朝鮮にこだわり続けたのか」という問いに対する回答を提示している。

まず、前者の問いについては、対馬宗氏＝対馬藩を媒介とした日朝関係の構造に内在していた矛盾の表れであった。日朝関係において対馬宗氏は欠かせぬ存在だったが、朝鮮に対してはその“統制”を受ける「羈縻交隣」という形での対応をせざるを得なかった。朝鮮側が主張する「先例の遵守」は、この「羈縻交隣」関係における規範の遵守を意味しており、明治政府としてはこれに従うことはできなかった。

日朝両国の間には、「西欧の衝撃」に対する共通の感覚や認識はあったものの、従来の日朝外交における規範については共通の認識を持ち得なかった。対馬と朝鮮との間では互いの関係を「羈縻交隣」の関係であるとする共通の認識が見られたものの、朝鮮側が朝鮮国王の「恩・徳」を誇示し、対馬側の恭順な態度を期待する一方で、対馬側はそれを朝鮮に「藩臣の礼を取る」屈辱的關係と受け止めていた。他方、明治政府にとっては「羈縻交

隣」関係は対馬と朝鮮との間の「私交」であり、否定すべきものだった。しかしながら、朝鮮という存在自体は、明治政府にとっても重要であった。対朝鮮外交は、幕末以来、西洋列強から受けていた「屈辱感」を払拭し、国威を発揚すべき場として受け止められていたからである。

そしてこの点が、日本が常に朝鮮にこだわり続けてきた理由であった。すなわち、日本は朝鮮を開国させることで朝鮮と西洋列強との間を仲介する「榮譽」を手に入れ、また、朝鮮への指導・協力の成功によって新たな自信と威信を得ることができると考えていたのである。朝鮮との国交樹立を求めた日本の朝鮮政策では、日朝関係を「兄弟・父子関係」に擬すものが多かった。ここには日本が朝鮮に対する助言者・保護者たろうとする思考、そして、朝鮮は日本の指導・助言に素直に従い、感謝するはずであるという思惑が潜んでいる。しかし、こうした思考は、たとえ善意による発案であったとしても日本本意のものであることに変わりはない。朝鮮外交を国威発揚の場と位置づけていたにもかかわらず、朝鮮側は日本の指導に素直に従うはずであり、感謝するはずであるという一方的な思惑をもとにして、朝鮮側の意図についてはまるで考慮していなかったところに日本の朝鮮政策の問題点がある。